

「夏の節電クールアクション2013」

I 基本方針

1. 趣旨

今夏の電力需給の安定に向けては、定着が見込まれる節電の着実な実施をしていただくよう県民や事業者の方々にしっかりと呼びかけていく必要があるため、関西広域連合、県内の各市町、関西電力(株)等との協力、連携等を図りながら、節電対策に取り組む。

2. 節電の内容等

関西広域連合の今夏の電力需給対策等を踏まえ、以下のとおりとする。

○ 期間：平成 25 年 7 月 1 日 (月) ～平成 25 年 9 月 30 日 (月) の平日
(8 月 13 日 (火) ～15 日 (木) を除く)

○ 時間：9 : 0 0 ～ 20 : 0 0

○ 内容：昨年並の節電の着実な実施 (平成 22 年夏と比べて 9 %削減を目安)

(昨夏に取り組んでいただいたエアコン 28℃設定や不要時のこまめな消灯などの日常的な節電行動を、無理のない範囲で着実に実施していただくことで、平成 22 年夏と比べて約 9 %の削減が可能となります。)

※ 目安の数値は、国の電力需給見通しにおいて見込んでいる関西電力管内の定着節電量である平成 22 年夏比▲ 8. 7 %を考慮して設定

3 対策の基本姿勢

(1) 定着した節電取組の推進

県民や事業者のみなさんに、今夏も継続して節電に取り組んでいただけるよう幅広く啓発活動を行います。

(2) 県民生活や経済活動の維持

産業活動や病院、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での節電の協力をお願いします。

(3) 高齢者等への配慮

高齢者や乳幼児、体調が悪い方がおられるご家庭には、健康上支障のない範囲で節電をお願いします。

(4) ライフスタイルの転換に向けた取組の推進

省エネ型ライフスタイルへの転換に向けて、継続して節電・省エネに取り組んでいただけるよう幅広く啓発活動を行います。

II 取組内容

1. 家庭の節電への取組

(1) 家庭への呼びかけ

家庭での節電クールアクションについて、様々な機会をとらえて呼びかけます。

○呼びかけ内容

エアコンの 28℃設定、「よしず」などで窓の日差し対策、冷蔵庫の設定を「強」から「中」へ、テレビ等の省エネモード設定などの具体的な節電メニューの提供等により節電対策を呼びかけます。

また、省エネ性能の高い家電製品等への買い換えや住宅の断熱性能の向上など、中長期的な視点での省エネルギーの取組についても呼びかけます。

なお、高齢者や乳幼児、体調が悪い方がおられるご家庭には、健康上支障のない範囲で節電をお願いするとともに、熱中症予防の注意喚起を行います。

○呼びかけ手法

項目	内容	備考
節電チラシの配布	「みんなで節電アクション（夏のご家庭編）」等のチラシを作成し、配布します。	関西広域連合との連携
一斉ライトダウンの実施呼びかけ	6月21日(金)および7月7日(日)の全国一斉ライトダウン(環境省が提唱)に呼応し、各家庭での実施を呼びかけます。	全国一斉の取組
節電・省エネ診断フェア・セミナーの開催	7月31日(水) 節電・省エネ診断フェア(ピアザ淡海)、8月6日(火) 節電・省エネ診断フェア(文化産業交流会館)を開催します。	
滋賀プラスワン(7・8月号)に記事掲載	7月1日発行の「滋賀プラスワン」(県内各戸配布)で「節電クールライフ」の呼びかけ記事を掲載します。	
びわ湖放送での番組放送	6月22日(土)放送の「県政週刊プラスワン」で、節電呼びかけを放送します。	
FM滋賀でのお知らせ放送	6月28日(金)放送の「滋賀プラスワン インフォメーション」で、節電呼びかけを放送します。	
マスコミを通じた呼びかけ	節電に関する県の動き等をマスコミに情報提供し、記事掲載等を通じて県民に呼びかけます。	

(2) 取組への支援

① 2013 夏 おうみ節電アクションプロジェクトIIの促進

節電セミナー等による各家庭での節電や、公民館などで過ごすクールシェアを呼びかける「2013 夏 おうみ節電アクションプロジェクトII」への参画により、節電行動の実践を促進します。

- ② 太陽光発電システム設置への補助
個人用既築住宅において住宅用太陽光発電システムの設置とあわせて省エネ製品3万円以上の購入の取組に対して補助金を交付します。
- ③ 地域の低炭素社会づくり活動への助成
低炭素地域づくり活動計画の認定を受けた民間団体が行う地域の低炭素社会づくりに貢献する活動等への支援を行います。
- ④ 関西スタイルのエコポイント事業との連携
CO₂削減効果のある製品・サービス利用者へのエコポイント付与により家庭の省エネ・節電対策を一層促進する「関西スタイルのエコポイント事業」について、広報等を行います。

(3) 節電クールライフキャンペーン

- ① 県立文化施設における平日の無料開放
家庭での電力消費を削減するため、県立文化施設に家族そろって出かけていただくよう、平日の無料開放を行います。
- ② 市町立・民間商業施設等への協力依頼
身近な公共施設や民間商業施設等への外出を促進することによる家庭での電力消費を削減するため、市町立施設や民間商業施設等に対して、節電クールライフキャンペーンへの参加協力を働きかけるとともに、県立文化施設等と併せて広く周知を図ります。

2. 事業者の節電への取組

(1) 事業者への呼びかけ

経済団体、業界団体等の協力を得ながら、様々な機会をとらえて呼びかけます。

○呼びかけ内容

オフィス・店舗等においては、適度な明るさとなるよう照明の間引きや照度の低下等の調整をお願いするなどの呼びかけを行います。

呼びかけにあたっては、分かりやすい節電対策メニューの提供等により節電対策を働きかけます。

また、省エネ性能の高い電気機器等への買い換えや太陽光発電システム等の導入など、中長期的な視点での省エネルギーの取組についても呼びかけます。

○呼びかけ手法

項目	内容	備考
節電チラシの配布	「みんなで節電アクション（夏の産業・業務編）」等のチラシを作成し、配布します。	関西広域連合との連携
一斉ライトダウンの実施呼びかけ	6月21日(金)および7月7日(日)の全国一斉ライトダウン（環境省が提唱）に呼応し、各事業所での実施を呼びかけます。	全国一斉の取組
省エネ・節電セミナーの開催	(公財)滋賀県産業支援プラザと連携して、6月に省エネ・節電セミナーを開催します	

(2) 取組への支援

- ① 民間事業者が取り組む節電・省エネ対策への補助等
中小企業等に対して、省エネ診断の支援や個別相談、省エネ設備の整備補助を行うことにより、節電・省エネ行動を支援します。
- ② 省エネ・再生可能エネルギーの導入への融資
中小企業等に対して、自家発電設備および蓄電池の導入を含む省エネ・再生可能エネルギー設備にかかる資金の貸し付けを行うことにより、省エネ・再生可能エネルギー設備の導入を支援します。
- ③ 民間事業者が取り組む事業用再生可能エネルギー等の導入への補助
中小企業等に対して、再生可能エネルギー等の設備整備補助を行うことにより、事業所レベルでの再生可能エネルギー等の導入を支援します。

3. 県庁の取組

3-1 県庁率先行動

○実施期間

6月5日(水)から9月30日(月)までの平日

○取組内容

(1) 全庁での徹底した節電対策

- ① 昼の休憩時間における室内照明の消灯および日中の窓側消灯
- ② パソコンの省電力設定、離席時のパソコンフタ閉じおよび長時間離席時におけるパソコンの電源OFF
- ③ 時間外勤務時における室内照明の不要部分消灯
- ④ 毎週水曜日、毎月19日（育児の日）および部局等の独自設定日における定時退庁

- ⑤ 夏季の適正冷房（28℃）の実施とこまめな空調管理
- ⑥ その他グリーンオフィス滋賀の環境行動に基づく取組

（2）県庁「クールオフィス」の実践

- ① 夏のエコスタイルの徹底および必須アイテム（滋賀県地場産）の利用
夏のエコスタイルを徹底するとともに、近江扇子の携帯、高島ちぢみなどの着用を勧めます。
- ② 省エネ・節電器具等モデル導入の推進
省エネタイプの照明器具等のモデル導入を県関係施設で取り組みます。
- ③ 庁舎等における省エネの推進
本館の執務室等において省エネ型の電灯に改修するなどにより、省エネに取り組みます。

3-2 電力需要が高い期間における更なる県庁率先行動

昨年並みの節電の着実な実施

（施設の状況に応じて、平成22年夏と比べて、定着が見込まれる15%削減を目安）

○実施期間

7月1日(月) から9月30日(月)まで

○取組内容

（1）ピーク時を中心とした節電対策

- ① 卓上用スタンドの活用
卓上用スタンド等の活用により、室内照明の不要部分消灯の徹底を図ります。
- ② 廊下の消灯
安全面を考慮しつつ、廊下の消灯を行います。
- ③ エレベータの利用自粛
エレベータの部分運行停止を行います。

（2）消灯の徹底

やむを得ない場合を除き、以下の消灯を徹底します。

- ① 時間外勤務時の消灯
卓上用スタンドの活用などに努め、室内照明の不要部分の更なる消灯を図ります。

② 定時退庁日の消灯

毎週水曜日、毎月 19 日（育児の日）および部局等で独自に設定した定時退庁日は、遅くとも 20 時までに消灯します。

③ 「ライトダウンジャパン 2013」の実施

7 月 5 日（金）の 20 時に一斉に消灯します。
（期間前の 6 月 21 日（金）にも実施）

（3）下水道施設における取組

特に電力使用量の多い下水道施設の運転時間のシフト等によるピーク時間帯における使用量削減対策を行います。

※ 企業庁、病院事業庁、警察本部については、県民生活やライフラインの維持に直接関わりがあることから、可能な範囲で節電に努めます。

3-3 環境監査および効果検証の実施

夏季の省エネ・節電県庁率先行動について、グリーンオフィス推進員による取組みの点検や監査員による環境監査を実施するとともに、本庁舎の電気量の見える化等により削減効果を検証します。

※ 率先行動にあたっては、ライフラインの確保と県民サービスの低下を招かないよう配慮するとともに事務所衛生基準（照度、温度等）に留意します。

Ⅲ 市町、関係機関・団体等との連携

市町との連携協力

県民・住民向けの啓発について、県内各市町において工夫を凝らした節電対策に取り組んでおられることから、連携協力して取組を進めます。

Ⅳ 取組の推進にあたって

電力需給の見通しへの対応

今後、電力需給の状況を踏まえ、必要に応じ検討を行います。